

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成27年7月22日(水曜日)

議事日程

平成27年7月22日(水) 午前10時開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 常任委員の所属変更及び選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第8号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号専決処分事項の報告及び承認についてまで(提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決)

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

~~~~~

出席議員(18名)

1番	吉野	恭介	2番	岡田	信俊
3番	石田	憲太郎	4番	秋山	智博
5番	砂田	典男	6番	金谷	洋治
7番	桑村	和夫	8番	谷本	正敏
9番	川上	守	10番	谷口	雅人
11番	柳	正敏	12番	船木	祥一
13番	田村	繁巳	14番	房安	光
15番	上杉	栄一	16番	橋尾	泰博
17番	上田	孝春	18番	角谷	敏男

~~~~~

### 説明のため出席した者

|      |      |      |
|------|------|------|
| 管理者  | 鳥取市長 | 深澤義彦 |
| 副管理者 | 岩美町長 | 榎本武利 |

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 東 田 義 博   |
| 消 防 局 長   |                 | 村 上 義 弘   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 勝 井 節 朗   |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	河 村 敏
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	湯 谷 久 美 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	植 村 香 代 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	増 田 和 人

~~~~~

午前10時 開会

○房安 光議長 おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書はお手元に配布のとおりであります。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。

まず、議員の異動についてです。八頭町議会選出の下田敏夫議員及び河村久雄議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、平成27年4月30日付で議長より辞職を許可されました。欠員となりました八頭町議会選出につきましては、同日、同町議会において選挙が行われ、桑村和夫議員及び谷本正敏議員が選出されました。

次に、鳥取市議会選出の寺坂寛夫議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、平成27年6月11日付で議長より辞職を許可されました。欠員となりました鳥取市議会選出につきましては、平成27年6月12日に同市議会において選挙が行われ、秋山智博議員が選出されました。

次に、副議長の辞職許可について御報告します。

谷口雅人議員から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条のただし書きの規定に基づき、平成27年7月21日付で議長より辞職を許可されました。

次に、議会運営委員の辞任許可について御報告します

川上守議員及び吉野恭介議員から議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、平成27年7月21日付で議長より辞任を許可されました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

#### 日程第 1 議席の指定

○房安 光議長 日程第 1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、秋山智博議員を 4 番に、桑村和夫議員を 7 番に、谷本正敏議員を 8 番にそれぞれ指定します。

#### 日程第 2 会期の決定

○房安 光議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日 1 日に決定しました。

#### 日程第 3 副議長の選挙

○房安 光議長 日程第 3、副議長の選挙を議題とします。

副議長の辞職に伴い、現在、副議長が欠員となっております。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては、議長が行うことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に 9 番川上守議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました 9 番川上守議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、9 番川上守議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました 9 番川上守議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定に基づき告知します。

9 番川上守議員、御挨拶をお願いします。

〔川上守副議長 登壇〕

○川上守副議長 先ほど御紹介いただきました若桜町議会の川上です。

皆さんの協力を得ながらこの組合のために頑張っていきたいと思っております。なにとぞよろしくお願いをいたします。

#### 日程第 4 常任委員の所属変更及び選任

○房安 光議長 日程第 4、常任委員の所属変更及び選任を議題とします。

福祉環境委員の 9 番川上守議員から総務消防委員に所属を変更したい旨の申し出書が議長に提出されております。

お諮りします。

9 番川上守議員の申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、常任委員の選任を行います。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、8 番谷本正敏議員を総務消防委員に、4 番秋山智博議員及び 7 番桑村和夫議員を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

#### 日程第 5 議会運営委員の選任

○房安 光議長 日程第 5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、8 番谷本正敏議員、10 番谷口雅人議員、18 番角谷敏男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

#### 日程第 6 議案第 8 号平成 27 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 13 号専決処分事項の報告及び承認についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

○房安 光議長 日程第 6、議案第 8 号平成 27 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 13 号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上 6 案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤 義彦管理者 登壇〕

○深澤 義彦管理者 本組合議会臨時会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊の課題であります新可燃物処理施設整備事業の取り組み状況について御報告いたします。

ごみ焼却施設建設差止訴訟につきましては、本組合の主張が全面的に認められ、本年 3 月 25 日、鳥取地方裁判所において「原告の請求を棄却する」旨の判決がありました。しかし、原告はこの判決を不服として、4

月 3 日付で広島高等裁判所松江支部に控訴いたしました。裁判では、引き続き本組合の考えを主張していくとともに、早期の判決を求めていきたいと考えています。一方で、事業を着実に推進するため、現在、可燃物処理施設整備検討委員会において処理方式の選考を進めていただいております。

また、本施設は発電を行い、余剰電力については売電することとしていることから、送電線を保有している中国電力株式会社と協議を進めているところです。さらに、地元関係集落の皆様に対する事業説明会を重ねているほか、近年稼働した施設の視察も行っていただくなど、本組合が計画している事業への理解を深めていただく取り組みにも力を入れています。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案第 8 号から議案第 13 号について説明いたします。

議案第 8 号は、平成 27 年度一般会計補正予算でありまして、ただいま申し述べました新可燃物処理施設の発電に伴う、売電を前提とした送電線の接続に係る経費等を計上するものです。

議案第 9 号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 10 号及び議案第 11 号は、いずれも財産の取得に関する案件であります。

議案第 10 号は、平成 8 年 3 月に鳥取消防署へ配備されたのち、八頭消防署へ移動配備しております救助工作車 1 台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を得ようとするものです。

議案第 11 号は、平成 8 年度に八頭消防署管内の若桜出張所及び用瀬出張所へ配備しております消防ポンプ自動車各 1 台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を得ようとするものです。

議案第 12 号は、特別職の人事に関する案件です。本日 7 月 22 日をもって任期満了となります学識経験を有する監査委員の任期満了に伴い、新たな委員を選任するにあたり、本組合同約第 12 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものです。その職務の重要性に鑑み、慎重に検討いたしました結果、鳥取市面影一丁目 7 番 9 号、湯口一文氏を選任したいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議案第 13 号は、平成 26 年度一般会計補正予算について、平成 27 年 3 月 25 日に専決処分しましたので報告し、承認を得ようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○房安 光議長 これより質疑に入ります。

通告により発言を許可します。

角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 はい。角谷です。先ほど提案されました附議案のうち、議案第 8 号一般会計補正予算についてお聞きをいたします。

予算書 9 ページ、11 ページに歳入の負担金、歳出の建設事務費がそれぞれ 2 億 81 万円計上されております。提案説明にもありましたように新可燃物建設にかかる送電線の工事に関する予算であるとのことでもあります。この本会議終了後、全員協議会で当局の説明が予定されてとは聞いておりますが、私はこれまでここでの質問と当局の答弁にも関係しますので、質問を 3 点行いたいと思います。

一つは、今回の予算計上について、協議された正副管理者会議がいつされて決められたのかお尋ねします。

二つには、中国電力との話し合いはいつから行われ、いつ終わったのか。そしてこの工事の期間の短縮は、負担金の支払いの後に協議されるといわれておりますが、これはどんな理由でそうなるのかお尋ねをいたしま

す。

最後、三つ目には新可燃物施設建設計画については、地元集落に説明し、理解を得られるように何度もくり返し本会議でも答弁をしてきておられます。この点で、ことしの 2 月定例議会でも提案説明でいわれておりますが、今回、この施設の一部で重要な機能となるごみ発電の施設の工事計画について、地元を含めた市民への説明と公表はされてきているのかお聞きをいたします。

以上、3 点であります。

○房安 光議長 答弁を求めます。

東田事務局長。

○東田義博事務局長 3 点の質疑に対しましてお答え申し上げます。

まず、1 点目の送電線接続工事に係る補正予算につきまして、正副管理者会議がいつ開催されて決定されたのかということに対しまして、可燃物処理施設整備にかかります送電線接続工事負担金については、本年 7 月 8 日の正副管理者会議で協議していただき、今回、補正予算として提案させていただきました。

続きまして、2 点目の中国電力株式会社との協議についてのお尋ねでございます。

中国電力株式会社との売電を前提とした送電線の接続の協議は、平成 25 年 8 月の可燃物処理施設整備検討委員会の第 3 次報告を受けましてから開始いたしております。本年 3 月に正式に回答があったものでございます。なお、工事期間短縮等の詳細協議については、中国電力では、非常に綿密な検討が必要になるため、通常、工事負担金が納入され、実行性が担保され次第、速やかに行うこととされているものでございます。

次に 3 点目の可燃物処理施設整備事業の一部で重要となるごみ発電施設の工事計画につきまして、地元を含めた市民への説明と公表はされているのかというお尋ねでございます。平成 25 年 12 月に策定した新可燃物処理施設整備計画では、新たな施設は資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献するためということを整備基本方針に掲げておりまして、ごみ焼却発電を前提としております。その内容につきましては、構成市町の広報紙などに掲載するとともに、地元説明会でも周知に努めてきたところでございます。

また、送電線接続工事につきましては、工事主体者でございます中国電力株式会社、工事負担金受領後、適切な時期に、地元に対して説明を行うと伺っております。本組合といたしましても、必要に応じまして同行するなど協力して参りたいと考えております。

以上でございます。

○房安 光議長 角谷敏男議員。

○18 番角谷敏男議員 先ほど答弁いただきましたが、もう一回しか質疑ができませんので的確に答えていただけたらと思います。質問したいのは送電線の工事についてであります。これまで当局としては、新可燃物施設建設計画について、地権者集落ためにまず地権者集落の説明が必要だと説明をしてこられております。おととしの 10 月初め、当時は 2 集落が建設の同意をしておられませんでした。それで、その 10 月の定例会に先立つ福祉環境委員会で、当局が工事の発注は地元の合意の後にする発言をされたことに関して、私はその 10 月の定例会のこの本会議でそれは裁判を提訴している部落を含めた地元合意という意味なのかと質問をいたしました。それに対して当時の深澤副管理者は、事業の実施に際しては地権者集落の皆様にご理解をいただくことが基本的に必要だと答弁をされたわけです。

そこで私が再度、裁判を提訴している部落も含めての合意、その合意をとっての工事だと受け取めていいのか確認したいと質問をさせていただきました。これに対して当時の深澤副管理者は、先ほど答弁申し上げましたように事業実施に際しては地権者集落の皆様にご理解をいただくことが基本的に必要と考えております、したがって残る 2 集落を含めた地権者集落の皆様のご理解をいただくことが必要であると考えておりまし

て、そういった御理解をいただくべく努力をいたしまして、その後に工事の発注ということになろうと考えていますと答弁をされております。

このように答弁をされておられるわけですが、送電線の工事は先ほど局長からも答弁がありましたように、発電機能にかかわる、いわゆる売電するためにおこなう工事なわけです。先ほどの説明では、全く裁判をしている地権者集落を含めた周辺集落にさえもこの工事についての十分な説明をしていない、これは負担金を中電におさめてからの話だというような趣旨の答弁で、それは中国電力がおこなうんだということでありました。しかし、行政が、広域がやるわけですから、この負担金をおさめるということは、事実上の工事の発注、ないしは先行的な工事の着手になるのではないかとそういうふうを受け止められる方もおられるわけですが、私がお聞きしたいのは、管理者のこれまでの答弁とは同じなのか、異なるのか、この点について管理者の明確な答弁をお願いしたいと思います。

○房安 光議長 深澤管理者。

○深澤 義彦管理者 はい。いろんな経緯があつて今に至っております。それは角谷議員も御承知かと思ひます。

まず、地権者集落を中心に 6 集落の皆さんの同意をいただくべく努力を重ねておるところではありますが、その中で裁判も係争中ということではありますが、そういった中でもこの提訴していらっしゃる集落のほうにも出向きまして、なんとか御理解をいただくべくそういったお話しもさせていただいておるところでございます。まだまだ十分合意をいただく、了解いただくということに至っておりませんが、この 6 集落、地権者集落も含めて、また、国英地区の地権者集落以外の集落にも今精力的に出向きまして説明会を開催し、また、先進施設の視察等も行つていただきまして、徐々に御理解をいただいております、そういった状況にありまして、一貫してわたくしはこの事業については、地権者集落を基本として国英集落、国英地区、またこの東部圏域全体の住民の皆さんに理解をいただく努力を重ねていく、このことは変わりはありません。

以上でございます。

○房安 光議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 12 号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についての委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

議案第 8 号平成 27 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 11 号財産の取得について及び議案第 13 号専決処分事項の報告及び承認について、以上 5 案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○房安 光議長 ただいまから、会議を再開します。

報告事項がありますので書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、副委員長に 10 番谷口雅人議員が、総務消防委員会におきまして、副委員長に 8 番谷本正敏議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 議案第 8 号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上 6 案を議題とします。

議案第 8 号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号財産の取得についてまで及び議案第13号専決処分事項の報告及び承認について、以上 5 案について委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、16番、橋尾泰博議員。

〔16番 橋尾泰博議員 登壇〕

○16 番 橋尾泰博議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 9 号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第 10 号財産の取得について、議案第 11 号財産の取得について、議案第 13 号専決処分事項の報告及び承認について、以上 4 案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 福祉環境委員長、12番、船木祥一議員。

〔12番 船木祥一議員 登壇〕

○12 番 船木祥一議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 8 号平成 27 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算、本案は適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

〔18番 角谷敏男議員 登壇〕

○18 番 角谷敏男議員 私は、提案された議案のうち、議案第 8 号一般会計補正予算について反対をしますので理由を述べます。

新可燃物施設建設にかかわる送電線の工事に関する予算は、事実上の建設工事の着工であります。新可燃物施設の工事主体、事業主体はあくまでも東部広域であり、中電との話し合いが終わったら早期にその話し合いの内容を公表するなど、情報公開とそして地元の説明と合意を得る責任があります。地元住民への説明さえもしていないことは、地元合意を得る努力をしているとは思えません。

以上理由を述べ、討論といたします。

○房安 光議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。



まず、議案第 8 号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決します。  
お諮りします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第13号専決処分事項の報告及び承認についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○房安 光議長 起立全員であります。

したがって、本案は承認されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これで、平成27年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午前11時59分 閉会

